



平成 25 年 11 月 9 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 マ ル マ エ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 前 田 俊 一
(コード番号 : 6264 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 藤 山 敏 久
(TEL. 0996-64-2900)

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 11 月 9 日開催の取締役会において、普通株式の株式分割の実施及び普通株式と A 種優先株式について単元株制度を採用する旨並びにそれに伴う定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。本件につきましては、平成 25 年 11 月 30 日開催予定の第 26 回定時株主総会及び必要な種類株主総会で承認が得られることを条件としています。

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

単元株式数（売買単位）を 100 株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」（平成 19 年 11 月 27 日付）及び「売買単位の 100 株と 1000 株への移行期限の決定について」（平成 24 年 1 月 19 日付）の趣旨に鑑み、株式分割を実施し、単元株制度を採用いたします。これらの取り組みにより、本株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。なお、A 種優先株式（非上場）につきましては、株式の分割を実施せず、単元株式数を 1 株といたします。

2. 株式分割の概要

（1）分割の方法

平成 26 年 2 月 28 日（金曜日）最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式 1 株につき、100 株の割合をもって分割する。

（2）分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	普通株式	18,540 株
	A 種優先株式	246 株
	合計	18,786 株
② 今回の分割により増加する株式数	普通株式	1,835,460 株
	普通株式	1,854,000 株
	A 種優先株式	246 株
③ 株式分割後の発行済株式総数	合計	1,854,246 株
	普通株式	7,384,000 株
	A 種優先株式	600 株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	合計	7,384,600 株
	普通株式	7,384,000 株
	A 種優先株式	600 株

（注）上記発行済株式総数は、平成 25 年 11 月 9 日現在であり、今後新株予約権の行使により増加する可能性があります。

3. 日 程

- (1) 基 準 日 公 告 日 平成 26 年 2 月 3 日 (月曜日)
- (2) 基 準 日 平成 26 年 2 月 28 日 (金曜日)
- (3) 効 力 発 生 日 平成 26 年 3 月 1 日 (土曜日)

4. 新株予約権行使価額の調整

株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の 1 株当たりの行使価額を平成 26 年 3 月 1 日以降、以下のとおり調整いたします。

	調整前権利行使価額	調整後権利行使価額
第 2 回新株予約権	50,000 円	500 円
第 3 回新株予約権	180,000 円	1,800 円
第 4 回新株予約権	210,500 円	2,105 円
第 5 回新株予約権	215,500 円	2,155 円
第 6 回新株予約権	215,500 円	2,155 円

5. 単元株制度の採用

(1) 採用する単元株式の数

株式分割の効力発生日である平成 26 年 3 月 1 日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株、A 種優先株式数を 1 株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 26 年 3 月 1 日

(参考) 平成 26 年 2 月 26 日をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

6. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 26 年 3 月 1 日をもって当社定款の一部を変更いたします。

また、これに伴い、平成 25 年 11 月 30 日開催予定の第 26 期定時株主総会および必要な種類株主総会に当社定款の一部変更を付議いたします。

- ① 株式の分割の割合を勘案して当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 6 条を変更するものであります。
- ② 単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 6 条の 2 (単元株式数) を新設するものであります。
- ③ 単元株制度の採用にともない、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第 6 条の 3 (単元未満株式についての権利) を新設するものであります。
- ④ 現行定款第 6 条の変更ならびに第 6 条の 2 および第 6 条の 3 の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設するものであります。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は、以下のとおりです。

(下線部分に変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>73,840株</u>とする。 2. 当社の各種類の株式の発行可能株式総数は、次のとおりとする。 普通株式 73,840株 A種優先株式 600株	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>7,384,000株</u>とする。 2. 当社の各種類の株式の発行可能株式総数は、次のとおりとする。 普通株式 <u>7,384,000株</u> A種優先株式 600株
(新 設)	<u>(単元株式数)</u> 第6条の2 当社の単元株式数は、普通株式につき <u>100株</u>とし、A種優先株式につき <u>1株</u>とする。
(新 設)	<u>(単元未満株式についての権利)</u> 第6条の3 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
(新 設)	<u>附 則</u> 本定款変更の効力発生日は、平成26年3月1日とする。 <u>なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。</u>

(3) 定款変更の日程

取締役会による決議日	平成25年11月9日
株主総会による決議予定日	平成25年11月30日
定款変更の効力発生日	平成26年3月1日

以 上